

その他の報告事項について

設計積算誤りについて（1）

1 当該入札の概要

(1) 発注機関

喜多方建設事務所

(2) 入札方式

条件付一般競争入札（総合評価簡易型）

(3) 工事名

道路橋りょう整備（地特）工事（道路改良）北山会津若松線

工事概要：喜多方市熊倉町熊倉地内の道路改良工、路盤工

(4) 入札年月日

平成24年7月25日

(5) 入札参加者数

4者

(6) 予定価格

82,286,400円

2 事案の概要

第1落札候補者と契約締結後、県民から「積算誤りがあるのではないか」との問い合わせがあり積算内容を確認したところ、2,825,550円の過小積算であった。

正しい積算額に基づき入札結果を見直すと、契約した業者は低入札価格調査の失格基準に該当し、失格となることが判明した。

原因は、積算担当者が積算で使用する歩掛かり等を誤ったことと、内部での検算が不十分であったためである。

当該案件は、入札者が正しく積算できない状態での入札であり、公平性を著しく欠いているうえ、正しい積算からみれば契約した業者は失格となっていた。よって、契約は解除のうえ改めて入札を行うこととし、契約業者及び応札した他の3者に謝罪し、了承を得た。

また、9月14日に記者会見を行った。

3 再発防止のための対応

積算ミスの防止について事務所内での検討会を起ち上げ、積算能力の向上や情報の共有化、チェック体制の強化を図る。

土木部としては、緊急的対策として①注意喚起の公文書通知、②検算職員の指名・配置とチェック機能強化、③発注者支援業務適用拡大による積算資料作成業務支援を行い、継続的対策として①建設事務所毎に研修会開催、②積算システムの機能向上（年度内）を実施する。

見積合わせの手続き誤りについて（１）

1 当該見積合わせの概要

- （１）発注機関
県警察本部会計課
- （２）契約方法
随意契約
- （３）工事名
道路標示（会津若松）１－５工事
工事概要：横断歩道他の標示工事
- （４）見積合わせ年月日
平成２４年１０月２２日
- （５）見積合わせ参加者数
５者
- （６）予定価格
１，４０９，１００円

2 事案の概要

当該見積合わせを担当２名で実施する際、最低制限価格の確認を怠り、最低制限価格を下回る見積額を提示した業者と契約を締結してしまった。後日、担当者が書類を点検した際に謝りに気づいた。

当該工事は、誤りが判明した時点で既に着工されており、工期も残り少なかったことから、契約は継続とし、他の見積合わせ参加者には、説明および謝罪のうえ同意を得た。

また、１１月２０日の県警ニュースにより、各報道機関に発表した。

3 再発防止のための対応

地方自治法施行令をはじめ、入札等の手続きに関する規程の遵守、関係書類の複数職員によるチェックを徹底する。

見積合わせの手続き誤りについて（2）

1 当該見積合わせの概要

- (1) 発注機関
県南建設事務所
- (2) 契約方法
随意契約
- (3) 業務名
設計業務委託（道整・交付）
業務概要：県道工事データの処理業務委託
- (4) 見積合わせ年月日
平成24年7月10日
- (5) 見積合わせ参加者数
5者
- (6) 予定価格
794,850円

2 事案の概要

見積合わせ1回目、2回目とも予定価格超過のため不調となった後の3回目の見積合わせにおいて、A者が見積額6,500,000円と記載して提出した見積書を、見積額650,000円と誤認し、A者を最低価格の見積者として決定し、契約締結してしまっただ。本来はA者が見積額6,500,000円として扱われていた場合、最も低い価格で見積もったのはB者となり、B者が契約相手方となるはずであった。

11月22日に精算払いのため出納室で審査を受けた際に、誤りが判明した。

原因は、見積合わせ執行補助者2名が当該見積書の金額を誤認したまま、最低価格の見積書として執行者に渡し、執行者もそのように誤認したまま、当該見積書の提出業者が最低価格の見積者であると決定してしまっただ事による。

当該委託業務は既に完了しているため、契約は有効として契約額をA者に支払う。

A者、B者、他の見積合わせ参加者に説明および謝罪を行い、了承を得た上で、11月30日に記者会見を行った。

3 再発防止のための対応

入札執行者及び補助者の相互チェックを徹底し、チェック体制をより一層強化する。また、常に誤りが存在するという意識をもってチェックするなど職員の意識向上に努める。

設計積算誤りについて（2）

1 当該見積合わせの概要

- (1) 発注機関
相双建設事務所
- (2) 入札方式
指名競争入札
- (3) 業務名
設計委託（道整・再復）
業務概要：軟弱地盤解析
- (4) 入札年月日
平成24年12月5日
- (5) 入札参加者数
9者
- (6) 予定価格
7,764,750円

2 事案の概要

軟弱地盤技術解析の電子成果品作成費の設計額積算の際、積算システムで軟弱地盤技術解析の歩掛かりコードを用いて算出すべきところ、通常の電子成果品の歩掛かりコードで算出してしまい、142,800円の過大設計となった。

誤った設計価格に基づいて入札を実施した結果、本来落札者となるはずだった業者は最低制限価格を下回り失格となり、別の業者を落札者として契約してしまった。

当該誤りは、応札者のうち最低制限価格を下回ったため失格となった業者のうちの1者から公文書開示請求があった際、金入設計書を再確認して判明した。

誤りの原因は、積算担当者が計算方法を確認しなかった事による。

契約は解除のうえ改めて入札を行うこととし、契約業者に謝罪、了承を得たうえで、12月28日に記者会見を行った。

なお、相双建設事務所で当該案件の他に同様の誤りが7件あり、うち3件は本来とは違う業者と契約締結しているが、既に業務が進行していること、緊急性を有する工事であることを鑑み、契約続行とした。残りの4件は落札結果に変わりはなく、契約者及び応札者全員に説明・謝罪し、契約続行とした。

他に、県中建設事務所で3件、いわき建設事務所で2件、同様の誤りがあったが、いずれも落札結果に変わりはないため、契約者及び応札者全員に説明・謝罪し、契約続行とした。

3 再発防止のための対応

- ① 土木部内に積算業務改革プロジェクトチームを設置し、業務改善を検討している。
- ② 積算システムの操作方法を再周知し、正しい取扱いの徹底を図る。
- ③ 各出先機関で発生した積算誤りを教訓とするため、積算誤りの報告書にシステムの解説書を添付するなど、十分な理解が得られるよう努める。